

日医発第1717号（保険）
令和 7 年 1 月 10 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
松本吉郎
(公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

令和 6 年 12 月 27 日付けで新たな検査手法を用いることが認められることとなり、今般、関連する検査料の点数を添付資料 1 のとおり取り扱う通知が厚生労働省保険局医療課長から示され、令和 7 年 1 月 1 日から適用となりました。

本通知の内容について、本会において添付資料 2 のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

(添付資料)

1. 検査料の点数の取扱いについて

(令和 6 年 12 月 27 日付け 保医発 1227 第 4 号 厚生労働省保険局医療課長)

2. 新たに保険適用が認められた検査 (日本医師会医療保険課)

保医発 1227 第 4 号
令和 6 年 12 月 27 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 4 号）を下記のとおり改正し、令和 7 年 1 月 1 日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

1 別添 1 の第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 2 3（38）の次に次を加える。

(39) マイコプラズマ・ジェニタリウム核酸及びマクロライド耐性変異同時検出は、以下のいずれかに該当する場合であって、リアルタイム PCR 法により測定した場合に、本区分の「12」の膣トリコモナス及びマイコプラズマ・ジェニタリウム核酸同時検出の所定点数を準用して算定する。

ア マイコプラズマ・ジェニタリウム感染症を疑う患者に対して、治療法の選択を目的として行った場合。

イ マイコプラズマ・ジェニタリウム感染症の患者に対して、治療効果判定を目的として行った場合。

2 別添1の第2章第13部第1節第1款N002(10)の次に次を加える。

- (11) p16タンパクは、子宮頸部上皮内腫瘍(CIN)が疑われる患者であって、HE染色で腫瘍性病変の鑑別が困難なものに対してHQRinkerを用いて免疫染色病理標本作製を行った場合に、本区分の「1」エストロゲンレセプターを準用して算定する。

(参考：新旧対照表)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 (略) 第 2 章 特掲診療料 第 1 部～第 2 部 (略) 第 3 部 検査 1～18 (略) 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D 0 2 2 (略) D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(38) (略) (39) <u>マイコプラズマ・ジェニタリウム核酸及びマクロライド耐</u> <u>性変異同時検出は、以下のいずれかに該当する場合であって</u> <u>、リアルタイムPCR法により測定した場合に、本区分の「</u> <u>12」の膣トリコモナス及びマイコプラズマ・ジェニタリウム</u> <u>核酸同時検出の所定点数を準用して算定する。</u> <u>ア マイコプラズマ・ジェニタリウム感染症を疑う患者に対</u> <u>して、治療法の選択を目的として行った場合。</u> <u>イ マイコプラズマ・ジェニタリウム感染症の患者に対して</u> <u>、治療効果判定を目的として行った場合。</u>	別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 (略) 第 2 章 特掲診療料 第 1 部～第 2 部 (略) 第 3 部 検査 1～18 (略) 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D 0 2 2 (略) D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(38) (略) (新設)

D 0 2 3 - 2 ~ D 0 2 5 (略) 第 2 款 (略) 第 3 節 ~ 第 4 節 (略) 第 4 部 ~ 第 12 部 (略) 第 13 部 病理診断 1 ~ 9 (略) 第 1 節 病理標本作製料 N 0 0 0 ・ N 0 0 1 (略) N 0 0 2 免疫染色 (免疫抗体法) 病理組織標本作製 (1) ~ (10) (略) (11) <u>p 1 6 タンパクは、子宮頸部上皮内腫瘍 (C I N) が疑わ れる患者であって、H E 染色で腫瘍性病変の鑑別が困難なも のに対してH Q リンカーを用いて免疫染色病理標本作製を行 った場合に、本区分の「 1 」エストロゲンレセプターを準 用して算定する。</u> N 0 0 3 ~ N 0 0 5 - 5 (略) 第 2 節 (略) 第 14 部 (略) 第 3 章 (略)	D 0 2 3 - 2 ~ D 0 2 5 (略) 第 2 款 (略) 第 3 節 ~ 第 4 節 (略) 第 4 部 ~ 第 12 部 (略) 第 13 部 病理診断 1 ~ 9 (略) 第 1 節 病理標本作製料 N 0 0 0 ・ N 0 0 1 (略) N 0 0 2 免疫染色 (免疫抗体法) 病理組織標本作製 (1) ~ (10) (略) (新設) N 0 0 3 ~ N 0 0 5 - 5 (略) 第 2 節 (略) 第 14 部 (略) 第 3 章 (略)
--	---

新たに保険適用が認められた検査

令和6年12月27日 保医発1227第4号（令和7年1月1日適用）

No.1

測定項目	マイコプラズマ・ジェニタリウム核酸及びマクロライド耐性変異同時検出
販売名	MEBRIGHT ジェニタリウム Plus DR キット
区分	E3（新項目）
測定方法	定性リアルタイムPCR 法
主な使用目的	尿又は子宮頸管擦過物中のマイコプラズマ・ジェニタリウム DNA 及びマイコプラズマ・ジェニタリウム 23S rRNA 遺伝子ドメイン V 領域の変異の検出 （マイコプラズマ・ジェニタリウム感染の診断補助）
点数	D023 微生物核酸同定・定量検査 12 膣トリコモナス及びマイコプラズマ・ジェニタリウム同時核酸検出 350点
関連する 留意事項の 改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和6年3月5日付け保医発0305第4号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）を次のように改める。（変更箇所下線部） 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D022（略） D023 微生物核酸同定・定量検査 （1）～（38）（略） <u>（39）マイコプラズマ・ジェニタリウム核酸及びマクロライド耐性変異同時検出は、以下のいずれかに該当する場合であって、リアルタイムPCR法により測定した場合に、本区分の「12」の膣トリコモナス及びマイコプラズマ・ジェニタリウム核酸同時検出の所定点数を準用して算定する。</u> <u>ア マイコプラズマ・ジェニタリウム感染症を疑う患者に対して、治療法の選択を目的として行った場合。</u> <u>イ マイコプラズマ・ジェニタリウム感染症の患者に対して、治療効果判定を目的として行った場合。</u> D023-2～D025（略）

測定項目	免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製 p16 タンパク
販売名	ベンタナ OptiView CINtec p16 (E6H4)
区分	E3（新項目）
測定方法	免疫組織化学染色（HQ リンカーを用いる方法）
主な使用目的	組織中の p16 タンパクの検出 （子宮頸部上皮内腫瘍（CIN）の診断補助）
点数	N002 免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製 1 エストロゲンレセプター 720点
関連する 留意事項の 改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和6年3月5日付け保医発0305第4号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）を次のように改める。（変更箇所下線部） 第3部 検査 第1節 検体検査料 第2款（略） 第3節～第4節（略） 第4部～第12部（略） 第13部 病理診断 1～9（略） 第1節 病理標本作製料 N000・N001（略） N002 免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製 （1）～（10）（略） <u>（11）p16タンパクは、子宮頸部上皮内腫瘍（CIN）が疑われる患者であって、HE染色で腫瘍性病変の鑑別が困難なものに対してHQリンカーを用いて免疫染色病理標本作製を行った場合に、本区分の「1」エストロゲンレセプターを準用して算定する。</u> N003～N005－5（略）

（日本医師会医療保険課）